

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）

（事業の停止等）

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律に規定する罪等（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の廃止を命ずることができる。

（処分移送通知）

第十五条 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者に対し第十三条の規定による指示又は前条第一項の規定による命令をしようとする場合において、当該インターネット異性紹介事業者がその事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに、現に当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項（次項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第十三条及び前条第一項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 （略）

二 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し前条第一項に規定する行為をしたと認めるとき 六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年11月7日政令第346号）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一から九まで （略）

十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分を除く。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同

法第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第五十六條に規定する罪

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（令和7年6月6日政令第204号）

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「又は」を「、同法第五十三条第二号に規定する罪（児童である客に対する同法第二十二條の二各号に掲げる行為に係るものに限る。）、同法第五十三条第七号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るものに限る。）又は」に、「第五十六條」を「第五十七条第一項」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第二条 （略）

附 則

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「（風俗営業を営む者の禁止行為等）」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（接待飲食営業を営む者の禁止行為）

第二十二條の二 第二条第一項第一号の営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 客に注文等をさせ、又は当該営業に係る料金の支払その他の財産上の給付若しくは財産の預託若しくはこれらに充てるために行われた金銭の借入れ（これと同様の経済的性質を有するものを含む。）に係る債務の弁済（次号において「料金の支払等」という。）をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させること。

二 客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が次に掲げる行為により金銭その他の財産を得ることを要求すること。

イ 売春防止法その他の法令に違反する行為をすること。

ロ 対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交類似行為等（性交類似行為をし、又は他人の性的好奇心を満たす目的で、当該他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。

以下口において同じ。)を触り、若しくは当該他人に自己の性器等を触らせることをいう。)を
すること。

ハ 第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号の営業において異性の客に接触
する役務を提供する業務に従事すること。

ニ 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物へ
の出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特
則等に関する法律(令和四年法律第七十八号)第二条第三項に規定する性行為映像制作
物への出演をすること。

ホ 外国において売春をすること。

第二十八条に次の一項を加える。

13 第二条第六項第一号又は第二号の営業を営む者は、営業所で異性の客に接触する役
務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は
第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をし
て提供させてはならない。

第五十六条を第五十七条とする。

第五十二条に次の一号を加える。

七 第二十八条第十三項(第三十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定に
違反したとき。

第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中
「者」を「とき。」に改め、同条を第五十一条とする。